

## 建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 15 日

北海道開発局長

遠藤 達哉

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和 8 年 1 月 13 日	すずき　えいじ 鈴木 英司、 一級建築士 第 101540 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「一級建築士定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間、一級建築士定期講習を受講していないため、令和 7 年 1 月 7 日付で文書注意を受けたにもかかわらず、令和 7 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受講しなかった。
令和 8 年 1 月 13 日	こだま　ひとし 児玉 仁、 一級建築士 第 221140 号	戒告	建築士法第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「一級建築士定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間、一級建築士定期講習を受講していないため、令和 7 年 1 月 7 日付で文書注意を受けたにもかかわらず、令和 7 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受講しなかった。